

転出の時、どのような手続きが必要なのでしょうか。

日光市内の学校へ転出する場合

- ① 担任に転校することを伝えてください。転校届の用紙をお渡しします。
- ② 転校届を学校に提出してください。
- ③ 最終登校日に、在学証明書を交付します。
- ④ 日光市役所市民課で、転居の手続きをしてください。住民異動届が交付されます。
- ⑤ 日光市教育委員会に、今二小と市民課から交付された書類を持参し、転入学の手続きをしてください。転入学通知書が交付されます。
- ⑥ 転校先の学校に、今二小と教育委員会から交付された書類を提出してください。

※転校先学校へはあらかじめ電話連絡をしておくとう手続きがスムーズになります。

日光市外の学校へ転出する場合

- ① 担任に転校することを伝えてください。転校届の用紙をお渡しします。
- ② 転校届を学校に提出してください。
- ③ 最終登校日に、在学証明書・教科書給与証明書を交付します。
- ④ 日光市役所市民課で、転出の手続きをしてください。転出証明書が交付されます。
- ⑤ 新しい住所地の役所で、転入の手続きをしてください。住民異動連絡票が交付されます。
- ⑥ 新しい住所地の教育委員会に、今二小と役所から交付された書類を持参し、転入学の手続きをしてください。転入学通知書が交付されます。
- ⑦ 転校先の学校に、今二小と教育委員会から交付された書類を提出してください。

※転校先学校へはあらかじめ電話連絡をしておくとう手続きがスムーズになります。

※市区町村によって書類の名称や手続きが異なる場合があります。新しい住所に転入手続きをする際に、転校の手続きについて確認してください。